

保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例適用申告書

令和 年 月 日

名護市長 殿

住 所
施設等（団体）の名称
代表者氏名

固定資産税の課税標準の特例措置を適用されたく、下記のとおり申告いたします。

記

1 申告理由

- 地方税法第 349 条の 3 第 27 項 家庭的保育事業
- 地方税法第 349 条の 3 第 28 項 居宅訪問型保育事業
- 地方税法第 349 条の 3 第 29 項 事業所内保育事業（利用定員 5 人以内）
- 地方税法 附則第 15 条第 33 項 企業主導型保育事業

2 対象資産

（土地・家屋）

所在地	用途 又は種類	地目 又は構造	地積 又は床面積	事業供用 開始日

（償却資産）

- なし
- あり ⇒別途「償却資産申告書」の提出が必要です。

3 添付書類

別添のとおり

（注）必要な添付書類は、裏面を参照してください。

(裏面)

保育事業に係る固定資産税の特例措置について

1 特例対象

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で、地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)」が導入されています。名護市では、保育事業に係る固定資産税の特例措置を次のとおり規定しています。

対象事業	対象資産	根拠法令 (地方税法)	取得時期等	適用期間	特例割合
家庭的保育事業	家屋 償却資産	第 349 条の 3 第 27 項	H30 年度以後の 課税から適用	期限なし	1/2
居宅訪問型保育事業	家屋 償却資産	第 349 条の 3 第 28 項	H30 年度以後の 課税から適用	期限なし	1/2
事業所内保育事業 (利用定員 5 人以内)	家屋 償却資産	第 349 条の 3 第 29 項	H30 年度以後の 課税から適用	期限なし	1/2
企業主導型保育事業	土地・家屋 償却資産	附則第 15 条 第 33 項	補助開始対象期間 H29. 4. 1～R5. 3. 31	5 年間	1/2

2 特例措置を受けるための手続

「保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例適用申告書」に必要事項を記入し、下記 3 の必要書類を添付して、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日に属する年の 1 月 31 日までに 税務課まで申告してください。

償却資産につきましては、別途「償却資産申告書」の提出が必要となります。

3 必要書類(写し可)

(1) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

- ①当該保育事業の認可書
- ②事業を実施している部分とその面積が分かる図面(家屋)
- ③賃借の場合、無料で借り受けていることが確認できる書類

(2) 企業主導型保育事業

- ①当該法人の設立認可書
- ②児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき県知事に提出した届出書
- ②企業主導型保育事業費補助金として政府の補助を受けたことを証する書類
- ③事業を実施している部分とその面積が分かる図面(土地・家屋)
- ④賃借の場合、無料で借り受けていることが確認できる書類